

障がいのある人を対象とした 各種手当制度のご案内

いずれの制度も申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

制度	対象	手当額
①在宅重度心身障がい児者等介護手当	65歳未満の在宅重度心身障がい児者などの常時介護を要する人と同居し、月20日以上介護している人(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級所持者および特定疾患者) ※審査あり ※介護保険サービスを利用している場合は対象外	●通所・通学…月額1万円 ●常時在宅…月額2万円
②特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者で、おおむね次の障がい重複する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の1級・2級 ●知能指数おおむね20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。 ※施設などへ入所している場合は対象外	月額2万7,350円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
③障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児で、おおむね次の障がいを有する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の1級・2級 ●知能指数おおむね20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。 ※施設などへ入所している場合は対象外	月額1万4,880円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
④特別児童扶養手当	20歳未満の重度・中度の心身障がい児を監護している父母または養育している人 【1級障がい】 ●身体障害者手帳1・2級の一部、下肢3級の一部 ●療育手帳A ●上記と同程度以上の状態にある人(精神障がいなど) 【2級障がい】 ●身体障害者手帳3・4級の一部 ●療育手帳Bの一部 ●上記と同程度以上の状態にある人(精神障がいなど) ※施設などへ入所している場合は対象外	●1級…月額5万2,500円 ●2級…月額3万4,970円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
⑤在宅重度重複障害介護見舞金	次の全てを満たす人の保護者 (1)療育手帳「A」の交付を受けている人 (2)身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障がい区分の2つ以上に当てはまる人。 ●視覚障害1級・2級 ●聴覚障害2級 ●肢体不自由1級・2級 ●内部障害1級 ※施設などへ入所している場合は対象外(入院は支給対象)	月額2万円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり

☎ ①～④社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256・77・8172
☎ ⑤三条地域振興局 地域福祉課 ☎ 0256・36・2232

高齢者在宅福祉サービス ご利用ください

※申請が必要です

高齢者の皆さんが住み慣れた地域の中で、健やかで快適な暮らしができるよう市の高齢者在宅福祉サービスをご紹介します。サービスの詳細、申請方法については、長寿福祉課 長寿福祉係、地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにご相談ください。



緊急通報システム設置事業

急病や災害時に迅速な対応ができるよう緊急通報装置、人感センサー、住宅用火災警報器を貸与します。非常時の連絡先・駆けつけ人として、近くの親戚、知人、民生委員の協力を得て実施します。



対象 次のいずれかに該当する人

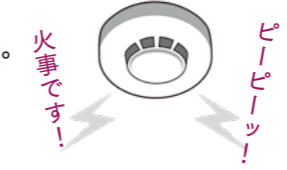
- ① 65歳以上のひとり暮らしの人
- ② 65歳以上の人で、ほかの家族が病弱または寝たきりなど、ひとり暮らしと同等と認められる人

利用者負担 ○市民税非課税世帯…月500円
○市民税課税世帯…月1,000円

高齢者日常生活用具給付事業

下記の品目を給付して、在宅での安全を図ります。

- 電磁調理器(1世帯につき1台)
- 自動消火器(1世帯につき2台まで)
- 住宅用火災警報器(1世帯につき2台まで)



対象 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、認知症などにより火の取り扱いに不安がある人

利用者負担 品目や所得により、利用者負担額が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

生活支援短期入所事業

介護保険サービスとは別に短期入所事業(ショートステイ)を実施します。

対象 65歳以上の人で、介護者の急な事情などにより、一時的に短期入所による介護を必要とする人

利用日数 ①介護認定者…6カ月につき21日間 ②介護未認定者…6カ月につき7日間

利用者負担 介護報酬の3割程度

●その他、介護認定を受けた人は下記のサービスもあります。詳しくは介護保険被保険者証に同封の【高齢者福祉サービスのお知らせ】をご覧ください。

●身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている人が利用できる下記のサービスもあります。市ホームページで確認いただくかお問い合わせください。



在宅介護保険サービス利用者負担軽減事業、紙おむつ助成事業、訪問理美容サービス助成事業、配食サービス事業、寝具乾燥サービス事業、福祉タクシー介護料金助成事業、在宅介護手当支給事業

問合せ

- 長寿福祉課 長寿福祉係(市役所1階27番窓口) …☎0256・77・8175
- 地域包括支援センターおおまがり …☎0256・61・6165
(担当地区：西燕町、桜町、秋葉町二丁目～四丁目、水道町、寿町、白山町、廿六木、小池、小池新町、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、大曲、緑町)
- 地域包括支援センターさわたり …☎0256・62・2900
(担当地区：おおまがり担当地区以外の燕地区)
- 吉田地区地域包括支援センター …☎0256・94・7676 (担当地区：吉田地区)
- 分水地区地域包括支援センター …☎0256・97・7113 (担当地区：分水地区)